

令和4年9月より、国の幼児教育・保育無償化の対象とならない0～2歳児の第2子について、保育料無償化の所得制限を従来の年収360万円未満相当世帯から年収640万円未満相当世帯（市町村民税所得割合算額169,000円未満）まで拡充されました。

令和5年度利用者負担額表(保育料)

第1階層を除き、4月分から8月分までは前年度分の、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割課税額をもとに利用者負担額を算定します。このため、同一年度内でも利用者負担額が切り替わることがあります。

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額) (単位 円)		
		3号(3歳未満)		
階層	定義	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護世帯等	0円	0円	
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
第3	市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額48,600円未満	ひとり親世帯等	5,500円	5,400円 ※1
		上記以外の世帯	12,000円	11,800円
第4	市町村民税所得割課税額77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000円	9,000円 ※2
		上記以外の世帯	23,000円	22,700円 ※3
第5-1	市町村民税所得割課税額139,500円未満	31,000円	30,500円	
第5-2	市町村民税所得割課税額169,000円未満	39,000円	38,400円	
第6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	45,000円	44,300円	
第7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	49,500円	48,700円	
第8	市町村民税所得割課税額397,000円以上	53,900円	53,000円	

(注釈)

- ※ 幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月から3～5歳児の利用者負担額(保育料)は0円です。
- ※1 年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は3号認定の額を適用します。
- ※2 第3階層、第4階層の一部(市町村民税所得割課税額77,101円未満)のひとり親世帯等の場合、第2子以降は無料になります。
- ※3 第4階層の一部(市町村民税所得割課税額57,700円未満)の世帯で、生計を一にする子どもが複数いる場合、第2子は半額になります。

○多子軽減

同一世帯内で小学校就学前子どもが複数同時に保育所等(特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業)を利用している場合、2人目は半額、3人目以降は無料になります。

○すくすく保育支援事業

生計を一にする子どもが3人以上いる場合、多子軽減の条件に関係なく3人目以降は無料になります。市町村民税所得割額が169,000円未満の場合は、多子軽減の条件に関係なく2人目以降は無料になります。

備 考	<p>1 この表において「保育標準時間」とは、敦賀市保育の必要性の認定に関する条例施行規則（平成26年敦賀市規則第28号）第4条第1号に規定する保育標準時間認定を、「保育短時間」とは、同条第2号に規定する保育短時間認定をいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者の世帯をいう。</p> <p>4 この表における教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。</p> <p>5 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯（以下「要保護者等の世帯」という。）である場合には、5,500円（保育短時間にあつては、5,400円）とし、教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層が、第4階層と認定された世帯であっても、市町村民税所得割課税額が77,101円未満である場合において、要保護者等の世帯であるときは、9,000円とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯</p> <p style="margin-left: 4em;">ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p style="margin-left: 4em;">イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p style="margin-left: 4em;">ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p style="margin-left: 4em;">エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者</p> <p style="margin-left: 2em;">(3) 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者その他特に困窮していると市長が認めた世帯。</p> <p>6 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が3人以上いる世帯で、保育が提供されている第3子以降の3歳未満児その他市長が別に定める子どもの利用者負担額については、0円とする。</p> <p>7 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないもの、同法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部又は児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍し、又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目（備考6の規定に該当する者を除く。以下同じ。）はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考5の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、3人目以降については0円とする。</p> <p>8 特定被監護者等が2人以上いる世帯で、市町村民税所得割課税額が169,000円未満であるときにおけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等（小学校就学前子どものうち政令第14条に規定する負担額算定基準子ども以外の者を除く。）から順に2人目以降の者については、0円とする。</p> <p>9 教育・保育給付認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は本表の規定を適用する。</p> <p>〈敦賀市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する規則より抜粋〉</p>
--------	--